

## 県民意識調査アンケート集計結果

調査数 1,000人

回答数 454人

### 問1

あなたは、弁護士に法律相談、訴訟の代理人等を依頼するなど、弁護士制度を利用したことがありますか(無料法律相談を除く)。

1 ある	47 人	10.4%
2 ない	392 人	86.3%
3 未回答	15 人	3.3%

### 問2

問1で「2 ない」と回答された方にお聞きます。  
それは、なぜですか。

1 これまで、弁護士制度を利用しなければならないような法律問題がなかったから	362 人	92.3%
2 それ以外	25 人	6.4%
3 未回答	5 人	1.3%

### 問3

問2で「2 それ以外」と回答された方にお聞きます。  
その1番目の理由と2番目の理由について、次の1～6の中から選んでください。

	選択肢1	選択肢2	選択肢3	選択肢4	選択肢5	選択肢6	未回答
1番目の理由	5人	5人	1人	9人	3人	2人	0人
2番目の理由	3人	5人	3人	7人	1人	0人	6人
計	8人	10人	4人	16人	4人	2人	

  

	選択肢1	選択肢2	選択肢3	選択肢4	選択肢5	選択肢6	未回答
1番目の理由	20%	20%	4%	36%	12%	8%	0%
2番目の理由	12%	20%	12%	28%	4%	0%	24%
計	32%	40%	16%	64%	16%	8%	

- 1 近くに弁護士がないから
- 2 弁護士に関する情報がなく、どうやって相談したらよいかわからないから
- 3 心理的抵抗感があるから(裁判沙汰にしたくないから等)
- 4 弁護士に相談・依頼すると費用が高いから
- 5 弁護士に不信感を抱いているから
- 6 その他

### 問4

問2で「1 これまで……」と回答され方にお聞きます。  
もし、実際に法律問題が起こった場合には、弁護士に相談・依頼するなど、弁護士制度を利用する考えはありますか(無料法律相談を除く)。

1 ある	267 人	73.8%
2 ない	84 人	23.2%
3 未回答	11 人	3.0%

## 問5

問4で「2 ない」と回答された方にお聞きします。  
その1番目の理由と2番目の理由について、次の1~6の中から選んでください。

	選択肢1	選択肢2	選択肢3	選択肢4	選択肢5	選択肢6	未回答
1番目の理由	5人	29人	13人	28人	1人	1人	7人
2番目の理由	2人	12人	9人	31人	4人	1人	25人
計	7人	41人	22人	59人	5人	2人	

	選択肢1	選択肢2	選択肢3	選択肢4	選択肢5	選択肢6	未回答
1番目の理由	6%	35%	15%	33%	1%	1%	8%
2番目の理由	2%	14%	11%	37%	5%	1%	30%
計	8%	49%	26%	70%	6%	2%	

- 1 近くに弁護士がないから
- 2 弁護士に関する情報がなく、どうやって相談したらよいかわからないから
- 3 心理的抵抗感があるから(裁判沙汰にたくないから等)
- 4 弁護士に相談・依頼すると費用が高いから
- 5 弁護士に不信感を抱いているから
- 6 その他 具体的に
  - ・弁護士を必要とするような生活態度を平素からとらないため
  - ・弁護士は、信用できないため

◇参考 問3と問5の合計							
	選択肢1	選択肢2	選択肢3	選択肢4	選択肢5	選択肢6	未回答
1番目の理由	10人	34人	14人	37人	4人	3人	7人
2番目の理由	5人	17人	12人	38人	5人	1人	31人
計	15人	51人	26人	75人	9人	4人	

  

	選択肢1	選択肢2	選択肢3	選択肢4	選択肢5	選択肢6	未回答
1番目の理由	9%	31%	13%	34%	4%	3%	6%
2番目の理由	5%	16%	11%	35%	5%	1%	28%
計	14%	47%	24%	69%	8%	4%	

## 問6

問2で「2 それ以外」又は問4で「2 ない」と回答された方にお聞きします。  
どのようになれば、あなたは、弁護士制度を利用すると思いますか。  
その1番目のものと2番目のものについて、次の1~6の中から選んでください。

	選択肢1	選択肢2	選択肢3	選択肢4	選択肢5	選択肢6	未回答
1番目の理由	9人	50人	6人	8人	1人	1人	34人
2番目の理由	5人	10人	3人	24人	20人	1人	46人
計	14人	60人	9人	32人	21人	2人	

	選択肢1	選択肢2	選択肢3	選択肢4	選択肢5	選択肢6	未回答
1番目の理由	8%	46%	6%	7%	1%	1%	31%
2番目の理由	5%	9%	3%	22%	18%	1%	42%
計	13%	55%	8%	29%	19%	2%	

- 1 弁護士の数を増やす(近くに弁護士事務所ができる)
- 2 無料法律相談を実施(又は今より充実)する
- 3 弁護士の資質・倫理の向上
- 4 弁護士や弁護士制度に関するPRの充実
- 5 訴訟等を提起しやすい社会風潮をつくる
- 6 その他 具体的に
  - ・裁判で負けたときの弁護士費用の負担を軽くする。
  - ・弁護士側から地域へ参入する。

## 問7

あなたは、県・市町村等の公的機関が、法律相談・訴訟等について関わる場合に、次のどれが望ましいと考えますか。(○は1つ)

1 開設費や運営費を助成して弁護士事務所を設置する	28人	6.2%
2 無料で法律相談を実施する	191人	42.1%
3 上記のどちらも実施するのが望ましいが、どちらかといえば1を優先すべき	33人	7.3%
4 上記のどちらも実施するのが望ましいが、どちらかといえば2を優先すべき	121人	26.7%
5 どちらもすべきではない	16人	3.5%
6 未回答	65人	14.3%

## 問8

県内における弁護士事務所を増やすために、県・市町村等の公的機関が弁護士に対して弁護士事務所の開設費や運営費を助成することについて、どのように考えますか。

ア～ウの中から一つ選択し、理由も選んでください。

ア 助成すべき	208 人	45.8%
理由 1 弁護士が不足しているため、公的機関が支援することによりそれを補う必要があるから	65 人	
2 公的機関が助成して設置する事務所であれば、安心感があるから	138 人	
3 その他 具体的に	5 人	
・弁護士の意識改革が必要である。		
・安くどんな事でも気軽に相談できるよう相談料などもだいたいいくらかかるか県民にわかるようにする。		
イ 助成すべきでない	126 人	27.8%
理由 1 行政に民事の争いに介入されたくないから	15 人	
2 行政に対する訴訟提起の相談等をしにくいから	5 人	
3 弁護士事務所の設置等の費用は弁護士が自ら負担すべきものであり、税金を遣うことは適当でないから	106 人	
4 その他 具体的に	4 人	
・司法試験の合格者を増やして弁護士の絶対数を多くして競争原理を働かせることが必要		
・公的機関に弁護士がいて気軽に相談できればよい。		
ウ どちらともいえない	39 人	8.6%
理由 具体的に		
・弁護士が不足しているとは思えない。		
・助成すれば税金が引き上げられる。		
・弁護士不足の実状を知らないので判断できない。		
・行政は、司法に深く関わらなくてよいのではないか。		
・利用したことがないのでわからない。		
・助成しても弁護士制度が住民になじむとは思わない。		
エ 未回答	81 人	17.8%

## その他の意見

- ・県が県政だよりで市町村別の弁護士数、事務所の場所、弁護士毎の専門分野、弁護士費用等を載せる等、弁護士制度を弁護士会と協力して情報提供をしてほしい。
- ・相談方法をPRすれば、弁護士の利用方法を知ることができる。
- ・弁護士のいない社会を目指すべきだ。
- ・気軽に相談できる公的な機関があると安心である。

## 法的サービスの提供に関する意見交換会の概要

## (1) 県民、民生委員及び消費生活センター相談員の意見

- ・ 弁護士は敷居が高く、実態（特に報酬）が分からない。
- ・ 弁護士に関して啓発、PRを行って欲しい。
- ・ 中学生や高校生に対して、少年法その他の司法教育をすべき。
- ・ 過疎医療に自治医科大学があるように、自治体が助成して弁護士を養成して過疎地域に勤務させるような手段はないのか。

## (2) 弁護士の意見

- ・ 倉吉の公設事務所については、県民の方には是非盛り上げてもらいたい。
- ・ ロースクールが島根にできた場合には、ここに入学する者に対して奨学制度を設けないか、という話が弁護士会に来ている。県が出してくれるとありがたい。
- ・ 弁護士のPR不足は自覚している。県政だよりも活用させていただきたい。

## (3) 裁判所の意見

- ・ 公設事務所を公的助成をして作るというのも、呼び水にはなると思う。
- ・ どこにいったらどのような解決や相談ができるのか、という大まかな整理をすることが、行政の役割ではないか。

## (4) 知事発言

- ・ 司法教育は、ほとんどなされていない。行政の側がそういう場をつくらなければならない。
- ・ 消費者教育等については、研修の機会を増やすなどして行政ができるのではないか。
- ・ 公設事務所をどのように援助できるか検討したい。
- ・ 弁護士の紹介や活動のあらまし、相談窓口等を県政だよりに載せられないか検討したい。

法的サービスの提供に関する意見交換会出席者名簿

氏 名	役 職 名
かたやまよしひろ 片 山 善 博	鳥取県知事
かくたすすむ 角 田 進	鳥取地方裁判所長
かわもとみつひろ 河 本 充 弘	鳥取県弁護士会
てらがきたくお 寺 垣 琢 生	鳥取県弁護士会
ふくやまやすこ 福 山 康 子	鳥取県民生児童協議会女性部会長
こはやしみねこ 小 林 峰 子	八東町主任児童委員
いりえつゆこ 入 江 津由子	県民代表
たにぐちきみこ 谷 口 公 子	県民代表
さとうあきこ 佐 藤 亜紀子	県消費生活センター相談員
たけもりたみえ 竹 森 民 枝	県消費生活センター相談員

## 鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例

## (設置)

第1条 県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計等の業務（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約に関する透明性及び公正性を確保し、もってその適正な執行を図るため、鳥取県建設工事等入札・契約審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 建設工事等の入札及び契約に関する制度及びその運用状況に関すること。
- (2) 建設工事等の入札及び契約に係る関係者からの苦情の処理状況に関すること。
- (3) 建設工事等の入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関すること。

## (組織)

第3条 審議会は、委員5人以内で組織する。

## (委員)

第4条 委員は、人格が高潔で識見が高く、建設工事等の入札及び契約に関し公正な判断を行うことができる者と認められる者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

## (会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (委員の除斥)

第8条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事件については、議事に加わることができない。

## (秘密保持義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## (雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

鳥取県建設工事等入札・契約審議会 委員名簿

氏 名	役 職 等
藤原 和男	弁護士（鳥取県格付検討懇話会委員）
上田 茂	鳥取大学工学部教授（鳥取県入札契約制度検討懇話会委員）
岡空 理恵子	主婦（鳥取県公共事業再評価委員会委員）
高橋 敬幸	弁護士
長井 いずみ	税理士（鳥取県入札契約制度検討懇話会委員）

行政上の争訟状況

平成15年5月31日現在  
総務課

部局名	件数	当事者別	提起年月日	判決年月日	判決結果等	訴訟(判決)の概要等	備考	
生活環境部 住宅環境課	2	原告	14.12.25	係属中	一部和解	①県営住宅明渡等請求事件(湖南団地1号)	次回口頭弁論期日:15.6.16	
		原告	14.12.25	15.4.30	和解	②県営住宅明渡等請求事件(高草団地)		
県土整備部 管理課	11	被上告人:国 (指定代理人)	13.2.7	係属中		土地境界確定、土地引渡請求控訴事件 気高郡気高町地内の国有道路について原告が所有していると主張する土地にある被告の建物収去と土地の引渡し及び隣接する国有道路の境界確定を求めているもの。	次回口頭弁論期日:未定	
	道路課	3	被控訴人	12.10.10	係属中		①土地所有権確認、損害賠償請求事件 県道鳥取河原自転車道線として鳥取市浜坂地内に共用している土地について原告所有の土地であるとして県に損害賠償を求めているもの。	次回口頭弁論期日:15.6.10
		被告	14.4.10	15.4.8	勝訴	②土地原状回復請求事件 被告が無断で道路側溝水の最終流末地とした原告所有地の原状回復及び使用料の支払を求めているもの。		
	被控訴人	15.4.11	係属中		③土地原状回復請求事件 上記②の控訴事件			
都市計画課	1	原告	15.3.17	係属中		土地所有権移転登記手続請求事件 道路新設工事の起業地内に土地登記簿上及び公図上存在する土地の県への所有権移転手続を求めているもの。	和解調整中	
河川砂防課	6	被告:国 (指定代理人)	12.2.10	係属中		①土地所有権確認請求事件 原告は、公図上湖山池となっている区域を取得時効により取得し、所有権があることの確認請求をしているもの。	和解調整中	
		原告	14.10.24	係属中		②損害賠償請求事件 採石場の土砂が崩落し河川を損傷したことに伴い県が支出した復旧費用について、採石場所有会社役員に損害賠償金の支払を求めているもの。	次回口頭弁論期日:15.7.1	
	被告	14.11.14	係属中		③緊急措置命令取消請求事件 被告が原告に対してなした採石法の規定に基づく土砂の撤去及び監視・連絡の措置を命ずる処分の取消しを求めているもの。	次回口頭弁論期日:15.7.1		



		被告	14.12.10	係属中		④認可取消処分の取消請求事件 被告が原告に対してなした採石法の規定に基づく採取計画認可取消処分の取消しを求めているもの。	次回口頭 弁論期日: 15.7.1
		被告	14.12.10	係属中		⑤採石業者登録取消処分の取消請求事件 被告が原告に対してなした採石法の規定に基づく採石業者登録取消処分の取消しを求めているもの。	次回口頭 弁論期日: 15.7.1
		被告	14.12.18	係属中		⑥原因者負担金支払命令処分の取消請求事件 被告が原告に対してなした河川法の規定に基づく原因者負担金支払命令処分(911,794,940円)の取消しを求めているもの。	判決言渡 年月日:15. 7.1
病 院 局	3	被告	13.6.5	係属中		①重度の脳性麻痺(子供)に伴う損害賠償請求事件 原告が重度の脳性麻痺となった原因は、母親の分娩時における医師の処置に過失があったものである。	次回口頭 弁論期日: 15.6.13
		被告	14.6.3	15.5.13	勝 訴	②原告らの夫(父)が死亡したのは、被告医師らが施した鎖骨下静脈穿刺により極度の精神的ストレスが原因であること、また適切な緊急救命治療を怠ったことによるものである。	
		被告	8.10.1	14.3.26	敗 訴	③原告らの妻(娘)が死亡したのは、子宮内膜症治療のための薬剤投与に先立って被告が癌の検査をしなかったという原告の主張を認め、損害賠償金の支払いを命じたもの。	
		被告	14.4.8	係属中		④上記③の控訴事件	次回口頭 弁論期日: 未定(鑑定 中)
教育委員会 小中学校 課	2	被告	15.1.10	係属中		①校長が行った配転に対する損害賠償として、被告は原告に対して110万円及び平成14年10月9日から支払済まで年5分の割合による金員を支払え。	次回口頭: 弁論期日: 15.6.30
		被告	15.5.29	係属中		②被告が任命した県費負担教職員が生徒に傷害を加えたことに対して360万円及び平成15年1月29日から支払済まで年5分の割合による金員を支払え。	次回口頭 弁論期日: 未定
計	18						

○鳥取県民に迷惑をかける犬又は猫の飼育の規制に関する条例

平成14年12月13日  
鳥取県条例第66号

鳥取県民に迷惑をかける犬又は猫の飼育の規制に関する条例をここに公布する。

鳥取県民に迷惑をかける犬又は猫の飼育の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、多数の犬又は猫を飼育する行為について必要な規制を行い、もって県民の健康で文化的な生活の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「多頭飼育」とは、犬又は猫を飼育する行為のうち、飼育する犬の数若しくは猫の数又はこれらの数を合算した数(生後91日未満の犬及び猫の数を除く。)が10以上であるものをいう。

(規制地域の指定)

第3条 知事は、住民の生活環境を保全するため多頭飼育を禁止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、規制地域として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により規制地域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

3 市町村長は、知事に対し、第1項の規定による規制地域の指定について申し出ることができる。

4 前2項の規定は、第1項の規定により指定された規制地域の変更又は廃止について準用する。

(多頭飼育の禁止)

第4条 何人も、前条第1項の規定により指定された規制地域内においては、多頭飼育を行ってはならない。

(経過措置)

第5条 一の地域が第3条第1項の規定により規制地域に指定された際現にその規制地域内において多頭飼育を行っている者については、当該指定の日から60日間は、前条の規定を適用しない。

(罰則)

第6条 第4条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。